令和８年度　斜里町職員（一般職（専門分野・教育））採用試験実施要項

１　職種・受験資格及び採用予定人数

(1) 職種区分　一般職（専門分野・教育）

(2) 職務内容

① 学校教育及び社会教育における連携業務
② 児童生徒及び保護者への支援業務
③ 児童生徒への学力支援業務
④ 社会教育施設における放課後支援業務

(3) 受験資格　令和 9 年 4 月 1 日現在において 40 歳以下の者で、次のいずれかに該当する者

① 教育職員免許状（小・中・高等学校）を有する者又は採用日までに取得見込みの者
② スクールカウンセラー業務における資格（公認心理師、臨床心理士等）を有する者又は当該業務の経験を有する者
③ スクールソーシャルワーカー業務における資格（社会福祉士、精神保健福祉士等）を有する者又は当該業務の経験を有する者

(4) 採用予定人員　1 名

(5) 留意事項

① 採用後の配属先及び担当業務は教育分野としますが、役場全体の人員体制の見直し等により、その後の変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
② 当町では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある方の雇用の促進に努めています。受験に当たり配慮を希望される方は、申込時にご相談ください。

２　欠格事項

地方公務員法第 16 条のいずれかに該当する場合は、試験を受けることが出来ません。

地方公務員法（抜粋）

第 16 条　次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることが出来ない。

・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
（略）
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　試験内容

(1)　1 次試験

・試験内容　書類選考（エントリーシート等を基に選考）
※試験結果：合否に関わらず文書で通知します。

(2)　2 次試験

① 試験日　　令和 8 年 12 月 14 日（月）～令和 8 年 12 月 20 日（日）
※実施日は上記期間において 1 次試験合格者と調整の上、決定します

② 試験会場　斜里町役場（斜里町本町 12 番地）またはゆめホール知床（斜里町本町 4 番地）

③ 試験内容　適性検査、小論文、集団討論試験、個人面接試験
※試験結果：合否に関わらず文書で通知します。

４　採用日

令和 9 年 4 月 1 日

５　受験申込手続

(1)提出書類（提出書類に不備がある場合は、申込を受付できない場合があります）

① 斜里町職員採用試験エントリーシート（WEB 回答も可）
② 卒業証明書（原本）
③ 成績証明書（原本）
④ 合否通知用封筒（住所氏名を記入し、角 2 封筒に 140 円切手貼付のこと）
※「卒業証明書」及び「成績証明書」については、最終学歴（学歴の中で最も高度または専門的な教育を受けた学校）のものとしてください。

(2)申込方法

① 申込期限
令和 8 年 11 月 27 日（金）17:00 まで

② 送り先
〒099-4192　北海道斜里郡斜里町本町 12 番地
斜里町役場　総務課　職員厚生係　宛
※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、簡易書留でお送りください。

③ 直接持参の場合
※平日の 9:00～17:00 のみ受付とします。
※斜里町役場　総務課（2 階 8 番執務室）

６　その他

(1)合否

・2 次試験の合格者は、健康診断書及び資格証明書等の提出をしていただきます。
・受験申込書の記載事項等が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
・合格後、採用の日までに斜里町内に居住していただきます。

(2)勤務条件等

・町条例、規則によります。

(3)その他

・不正や口利きなどの行為があった場合は不合格とします。
・受付後の提出書類はお返ししませんので予めご了承ください。

7　給与・諸手当

(1)給与（令和８年４月１日現在）

	初任給の額	5 年後	10 年後
大学院卒	239,800 円 （25 歳）	263,900 円 （28 歳）	294,500 円 （33 歳）
大学卒	232,000 円 （23 歳）	256,900 円 （28 歳）	287,200 円 （33 歳）
短大卒	216,500 円 （21 歳）	242,900 円 （26 歳）	268,000 円 （31 歳）
高　卒	200,300 円 （19 歳）	230,400 円 （24 歳）	256,900 円 （29 歳）

※一定の職務経験や上位の学歴がある場合は、経験に応じて加算される場合があります。

※現在の制度に基づくものであり、上記の例はモデルケースとなりますので、変動がある場合があります。

(2)期末・勤勉手当（ボーナス）

・給料月額、扶養手当を算定基礎とし、年間 4.65 か月分（令和７年度実績）の期末・勤勉手当が支給されます。

	6 月	12 月
期末手当	1.2625 月	1.2625 月
勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月
計	2.325 月	2.325 月
合計	4.65 月	

(3)諸手当

・通勤手当、住居手当（賃貸のみ。上限 27,000 円）、時間外勤務手当、扶養手当、赴任旅費（上限 216,000 円）などの手当が支給要件に応じて支給されます。

手当の種類	対　象	支給金額
住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 12,000 円以上の家賃を支払っている職員	1）家賃が 23,000 円以下の場合 家賃－12,000 円 2）家賃が 23,000 円以上の場合 11,000 円＋((家賃－23,000 円)÷2) （上限 27,000 円） 例）家賃が 55,000 円の場合 11,000 円＋((55,000 円－23,000 円)÷2) ＝27,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月初日に在職する職員	1）世帯主で扶養親族がある職員　29,400 円 2）世帯主で扶養親族がない職員　16,200 円 3）その他の職員　11,500 円

通勤手当	自宅から職場までの最短距離が片道2㎞以上の職員	2㎞以上～4㎞未満　2,000円 4㎞以上～10㎞未満　4,200円 以下条例のとおり
時間外手当	正規の勤務時間を超えて、勤務を命じられた職員	勤務時間×自身の時給×125/100
扶養手当	扶養親族がいる職員	子　11,500円 そのほか　6,500円
赴任手当	斜里町外に居住しており、採用に当たり、斜里町に移住してくる職員	上限　216,000円

※その他の手当については、町条例、規則によります。

(4)休暇

休暇の種類	限度日数	備　　考
年次有給休暇	20日 （4月採用職員は15日）	20日間を限度として翌年に繰り越す（最大40日間）
夏期休暇	原則連続して3日間	6月～10月に取得
特別休暇		
病気休暇	90日以内	疾病のための療養を必要とする場合 同一疾患・継続的な療養休暇は3年間これを通算
生理休暇	月に3日	女性職員の生理日休業
服喪休暇	配偶者、子、父母　7日 孫、叔父、叔母　2日 祖父母、兄弟姉妹　5日(2日)	連続した日数 （ ）内は姻族
法要休暇	1日	父母、配偶者、子の法要

※その他の手当については、町条例、規則によります。